

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和３年９月１４日
招 集 年 月 日	令和３年９月２１日
招 集 場 所	知立市中央公民館１階 大会議室
参 集 時 間	午後２時０２分、農業委員１３名、推進委員４名、事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１ 杉原敬浩、２ 高村昭広、３ 林勝則、４ 毛受浩、５ 高木芳夫 ６ 永田治男、８ 石原國彦、９ 鈴木和幸 １０ 藤井公人、 １１ 池田とみゑ、１２ 竹本有基 １３ 岡田均 １４ 成瀬廣美 推進委員：１５ 平澤信幸 １６ 中野明夫 １７ 岡田教孝 １８ 石川勝幸 計１７名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠 席 委 員	７ 杉浦直美
途 中 退 席	２ 高村昭広 （議案第３号２番審議中（農業委員会等に関する法律第３１条：議事参与の制限） ６ 永田治男 （議案第３号２番審議中（農業委員会等に関する法律第３１条：議事参与の制限）
開 会 時 間	午後２時０８分 開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後２時０９分 議事録署名委員の指名 １０． 藤井公人 １１． 池田とみゑ を指名します。（会長）
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 １ 号	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第１号１番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん補足説明はありますか。 委員 １０：７月頃水路の件で関係者がいらっしゃり、配水総代と話をしました。隣接地に農地があるため、水路の変更依頼があり、これについては配水総代の了承は得ました。それ以外にこのエリアは神社との関係がありますが、その件については協議ができていないので、状況を伺います。 事務局：地元との念書についての件については、農地法では、強く指導することはできません。しかし、地元からのお話があったので、農業委員会とやり取りをしている業者の方へは早急にご連絡するよう連絡済みです。また近日中にやり取

	りがあると思いますが、連絡がないようであればご報告ください。 委員 10：8月の段階で申請地の草刈りの依頼したが、まだ、一部が刈られていない。 事務局：先週の水曜日に現地確認に行ったところ、刈っている最中ではありましたが、まだ完了していませんか。 委員 10：まだ、刈られていない部分があります。 事務局：一部未完了ということですね。許可が下りるまでは農地として扱いますので、保全するように伝えます。 委員 3：造成はどの程度されるのですか。河川堤防から4、5メートルで敷地そのものは逢妻川の河床に近い高さです。そのあたりはどのように造成されるのかなと気になりました。 事務局：盛り土自体は約100cmと伺っています。 委員 10：田か道路かどこから1mですか。 事務局：盛り土ですので、おそらく現在の田のところからだと思います。 委員 10：すると50cmくらいあるかないくらいですね。あそこは台風19号、東海豪雨の時に道路が水門のところまで冠水しました。 会 長：他にご意見・ご質問等はありませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：特になければ1番の案件につきましては意見なしといたします。この案件につきましては3000㎡以上になりますので、県の常設審議委員会での諮問案件となります。 (午後2時23分)
2 番	【議案第1号2番議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん何か補足説明はありますか。 委 員：特に問題ありません。
3 番	会 長：他にご意見・ご質問等はありませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：特になければ2番の案件につきましては意見なしいたします。 (午後2時27分) 【議案第1号3番議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん何か補足説明はありますか。 委員 14：弘法下79番の土地の下に市街化区域と調整区域のラインが通っており、先程説明があったように、市街化区域では建物の建築は可能であるが、調整区域ではできず、建物への出入口を作ろうと思うと、必然的に南側の調整区域部分を転用する必要があります。東側には用水路が通っておりますので出入口を作るのは不可能です。 委員 3：建物からでる排水ですが、猿渡川につながっている用水路に問題はないでしょうか。

	事務局：今回の計画地の雨水と雑排水ですが、雑排水については北側に公共下水道がありますので、そちらに接続して流します。雨水につきましては、集水桝で集約した後に南側にある側溝に流れるようにする計画です。 会 長：よろしいですか。 委員 14：はい。 会 長：他によろしいでしょうか。 委員 3：北側に下水管があるとのことですが、下水まで距離がありますが、丸山川の堤のところに下水管がはいるということですか。 事務局：北側の部分から下水本管に接続するという計画ではるのでその計画課と思います。 委員 6：本管はこんな狭いところには通らないのでは。 事務局：現在、申請されている計画ではこの細いところの本管に接続するという図面で出ております。 委員 3：ということは、北側敷地の申請者と異なる所有者の土地を通るということですか。 事務局：それはないようですが、市街化地域ということもあり、他法令の手続きが同時に動いていないので、今後そちらの方で詳しく協議していくと思われます。 委員 3：事務局のほうで本管の位置の確認をお願いします。丸山川に汚水が流れることのないように再度確認をお願いいたします。 事務局：はい。 会 長：他にご意見・ご質問等はありませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：特になければ3番の案件は意見なしといたします。 （午後2時40分）
議案第2号 1番	相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて 【議案2号1番議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん補足説明はありますか。 委員 4：申請者は安城の方ですが、お話を伺って参りました。92歳で亡くなられた方の養子さんが引き継がれたのですが、この方も現在透析をされており、体調はあまりよくないです。それでも安城市内にもまだ3反ほどの土地を所有しており、一部ご自身で耕作されています。被相続人の方が亡くなられる何十年も前からこの方が耕作されておりました。畑と安城市内の田については今後も自作されるということなので、問題ないと思います。 会 長：特に問題ないと確認していただいたようですが、他にありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：特になければ、申請通り証明とさせていただきます。

	(午後 2 時 4 3 分)
議案第 3 号 1 番 2 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 【議案第 3 号 1 番、2 番議案書をもとに一括説明】 会 長：この案件についてご意見はございますか。 委員 3：質問ですが、10 a あたり 9 4 5 0 円ということは耕作面積は 9 4 5 m²なので、実質的には下がるという事なのか、10 a あたり 1 0 0 0 0 円だけど 9 4 5 m²だからこの金額ということなのか。 事務局：申請書類にはそのように記入がありましたので、案件であげましたが、確認はしていません。 会 長：他にご意見・ご質問等はありませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：議案第 3 号 1 番、2 番ともに承認といたします。 (午後 2 時 4 8 分)
議案第 4 号	知立市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について〈別冊〉 【議案第 4 号議案書をもとに説明】 会 長：最終的には修正がはいることもあるかと思いますが、9 月末をめどに県の方へ提出するという事務局から説明がございました。何か意見等ございますか。 委員 2：インデックス 1 の 1 ページ 1（1）で「後継者不足や高齢化の深刻化により良好な状態で維持することが困難」と記載がありますが、農業をされている方がどんどん辞めていかれ、その農地を我々営農が預かりながら続けています。後継者不足は続いている状態ではありますが、農地を守っていくという考え方にに基づき、私は現状農地を守っています。この資料が作成された当初より、農地を守っていこうと変化がみられる現在において、この資料をみると農地の後継者が誰もおらず農地としての維持が困難であり、他の利用方法を考えなければならないというように捉えられかねない表現がふくまれているように感じます。数値についても以前のものではなく、営農の農地が前年度と比べ増加傾向がわかるものなど、もう少し、前向きな姿勢を入れてほしいと思います。 会 長：後継者不足といっても現状頑張ってみえる点も含めて検討していただきたいと思います。 委員 3：この文章は参考文献に基づいてつくられているものですか。それとも知立オリジナルのものなのでしょうか。 事務局：愛知県の参考様式というものがあり、各市の情勢をあてはめていくものになります。

	委員 3：インデックス 1 の 1 ページ 1（4）のところに「人・農地プランなどの施策を きかした担い手」とありますが、人・農地プランは確定されている内容と捉え るべきなのか、今後の問題と捉えるべきなのか、この文章を見ると確定して いるもののように思われますが。 事務局：現状、人・農地プランと呼ばれるものは知立市にあります。ただし、だいた 形式的なものであったので、これから具体的地域に落とし込んでいき、地域の 話し合いの活性化につなげていかなければならないと考えております。 委員 3：インデックス 3 の変更（案）位置図 No2 はどのような意味ですか。 事務局：集落等介在地に該当します。この集落等介在地というのは、20 年以上基盤整 備事業が実施されていない場所であり、2 方向が宅地などに囲まれており、 農地として一団性がない 30 a 以下の農地を指します。また除外することで 近隣の農用地に与える影響が軽微であるなどに該当する場合は農用地区域を きれいに線引きしていく必要性もあるので、基準に当てはまる部分は除外し ていくというものです。今回こちらについては整備事業もされておらず、い ずれも個人の方が耕作する畑でもありましたので一団性もないと判断し、除 外するという事で案件としてあげています。 委員 3：インデックス 6 の 8 ページ第 2「農業生産の現況及び見直し」の（4）畜産に おいて肉用牛とありますが、畜産は肉用牛以外もあると思われます。 事務局：申し訳ございません。県からも指摘があり、「酪農」という表記に変更するよ う指示がありましたので、そのように修正をいたします。 委員 3：説明をしていただいたわけですが、これだけのボリュームのある資料の訂正 に対する意見を募るのに 1 週間程度では短すぎると思います。前月説明後、 次回総会の際に意見を募るくらい余裕が欲しいです。 事務局：その点については、こちら意識して早めに作成するようしておりますが、県 からの指摘が随時出てくる中で、なるべく最新の状態でご覧いただけるよう にする兼ね合いもあり、なんとか 1 週間前にお渡しさせていただいた状況で す。送付を早めることになると県の検証がないままお見せすることになり、 最終の内容と大幅に乖離する可能性があります。今後なるべく正確かつ早 急にお見せできるようにしたいと思います。提出も 10 月早々に迫っており、 皆様にはお迷惑おかけしますが、よろしくお願いします。 委員 3：インデックス 1 の 4 ページ第 2「農業振興地域の概要」と 6 ページ第 3「農用 地区域の概要」の面積の表示の仕方についてもう一度ご説明ください。 事務局：6 ページが農用地区域に限定しているのに対して、4 ページはもう少し範囲 を広げ調整区域の中の農業振興区域を白字農地も含めたものになり、面積が その分上乗せされています。 委員 3：農用地区域の農用地が 293ha であり、農振地域のいうのはその一部である との説明ですが、表で見ると現在 331ha とあります。 事務局：4 ページの総面積 525ha の農業振興地域の中に、6 ページ農用地区域の農
--	---

	用地 2 9 3 ha の青地農地が含まれています。白地農地も農業振興地域の農用外に該当するので、こちらに白地農地が含まれると、4 ページの農地面積のほうが大きくなります。 委員 3：ということは農業振興地域という土地は農用外の土地も含めているということですか。 事務局：そうですね。例えばここだと西町本田などは、白地農地であり、農業振興地域農用外ですので 4 ページの面積に含まれています。八橋町山田谷等は、調整区域ではありますが農業振興地域外ですので 4 ページの面積に含まれていません。 委員 3：もう一度お願いします。2 9 3 ha というのは何を指しますか。 事務局：これは農業振興地域の中のさらに農用地、いわゆる青地と呼ばれる地域であり転用する場合に農振除外が必要になってくるところです。 委員 3：ちょっと私が考えていたものとは違っていたようです。私は農業振興地域というのは農業を専門に行うエリアを意識していたので、当然それと農用外というのは別である農地、白地と呼ばれる農地を想定していました。 事務局：そうですね、若干ではありますが農業振興地域の中でもこういった白地農地は少なからずあります。 委員 3：農業振興地域で整備されていない農地があるのですか。 事務局：基盤整備とか土地改良ということですか。 委員 3：インデックス 1 の 1 ページの 2 (1) アに「国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地」とあります。知立市として維持管理の継続はあるにしても土地改良事業は終了しているはずですが、まだここには必要な農地があるという事でよろしいでしょうか。 事務局：まだそういう土地があるという事に対しては肯定しかねますが、例えば計画書付図 1 号を見ていただけると赤線で囲っているところがここでいう 3 2 8 ha の部分です。その中の黄色で着色してあるところが農用地の青地の部分になってきますので、今抜けているところで上重原町蔵福寺や鳥居などは農業生産基盤整備事業自体は実施済みですが、農用外になります。 委員 3：ここに出てくる事業には該当しないですね。 事務局：そうですね。非補助費融資の農業生産基盤整備事業です。 委員 3：そういった土地とは関係しない土地があるのかをお聞きしたかっただけです。 事務局：集団的な農地として残っている所はないかと思います。今赤線で囲まれている中の黄色の部分というのが農用地の青地であるにご理解いただければと思います。 委員 12：インデックス 4 の八橋東部地区ですが、先程のお話ですと企業立地推進課より、地権者に意向調査をした部分を最大値にして表しているのが緑色の線で囲まれた地域になるとのことですが、計画に乗せて企業立地推進課が地権者に提示をする前に経済課に何かしらの情報は入っていたのでしょうか。
--	---

	事務局：大前提として緑のエリアを除外するというのではなく、5年以内に開発の見込みがあるという場所の最大値としての指定になりますので、それをご理解いただきたいと思います。この地域に関する地権者への意向調査につきましても話がありました。各農業関係者の方にも事前に企業立地推進課のほうからお話しているかと思います。 委員2：個別には話はないです。 事務局：地区での説明会はコロナの影響で中止になったようですが、総会の時にお話しさせていただいていると思います。 委員2：この資料には個別に説明しているような文言があいてあるが、実際には地区で行われていないですよ。 会 長：アンケートをとり、その結果について営農さんには音沙汰がないということですね。 委員2：そうです。 会 長：そのあたりは企業立地推進課とズレがあるようですので、正さなければいけないと思いますが、今委員12さんがおっしゃった事についてはインデックス4の整備計画の中に表記されている緑で囲まれたエリアは5年以内に何らかの変化があると予め計画の中に入れてはいるが、決定事項ではないということです。 委員12：最大限でこのエリアが対象になるという事ですが、段階的に徐々に進んで行くのではなく、一度にこのエリアが対象になった場合、営農さんには厳しいかと思います。農業委員会でアンケート調査などを行う時にまずこの地区を工区を複数に少しずつ分けることで影響が少ないのではないのでしょうか。 事務局：実際に進めていく段階ではそういったことも十分に考えられます。あくまで対象区域全面ではなく、その中の一部分の開発から始めるという進め方です。我々としても開発するのであればしっかりと営農者さん含めて早めにお伝えしていくとともに、エリア内の虫食い開発にならないように企業立地推進課とも話をしておりますので、これらを加味した上で今後精査していきます。 委員3：地区計画制度を実施するにあたって、予定地域の区域は広くとられています。が、実際一人の反対者もない区域はかなり狭くなります。 事務局：委員3がおっしゃったように大きいエリアから絞り込みをかけていると聞いております。ただ絞り込みの範囲がある程度決まらないと、営農さんにも話ができないと聞いております。エリアが決まりましたら、企業立地の方から話へ伺うと思います。 会 長：本議案内容について、最終的に県に提出するのは後1週間ほどありますので、何かご意見・ご質問等ありましたら事務局の方をお願いいたします。八橋地区につきましても、私も事務局とともに企業立地推進課と話をさせていただく時には随時説明をしていただけるよう再度お話をさせていただきたいと思います。
--	---

	他にご意見・ご質問等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは第４号につきましては以上とさせていただきます。 事務局：意見等がある場合は９月２８日（火）までをお願いいたします。 (午後４時１２分)
日 程 第 三 報 告 案 件 １ 号 ２ 号 ３ 号	会 長：報告案件について、何かご意見、ご質問がございますか。 事務局：会議前に委員の方からご質問いただいた内容について１点説明します。 報告第１号２番については、大部分は現在の所有者が駐車場として利用します。一方で、報告第２号３番の丸で囲った部分は、駐車場にする部分の角にあたる部分にあたります。こちらについては、現状は花壇となっており、北側の企業の一部として一体化しているということもあり、小さな面積ではありますが５条の届出があったものです。 委 員：(意見なし) (午後４時１３分)
日 程 第 四 そ の 他	【事務局より説明】 ・活動状況報告について ・特定生産緑地指定の申出結果について（前回報告からの修正） ・総会予定表の配布について
閉 会 時 間	午後４時２３分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。